

議案第七十号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区长 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

第一条 港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（暗証番号の登録等）」に改め、同条第一項中「印鑑登録者」を「自動交付機カードの交付を受けている印鑑登録者」に、「自動交付機カード交付申請書兼暗証番号登録届に印鑑登録証」を「自動交付機カード暗証番号登録届に当該自動交付機カード」に改め、「交付を申請し、」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「交付し、又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、「印鑑登録証暗証番号変更届に印鑑登録証及び」を「自動交付機カード暗証番号変更届に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項本文中「又は第二項」を削り、「印鑑登録証暗証番号廃止届に印鑑登録証及び」を「自

動交付機カード暗証番号廃止届に」に改め、同項ただし書中「第一項又は第二項」を「同項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十二条第一項及び第二項中「前条第一項、第二項又は第五項」を「前条第一項又は第四項」に改め、同条第三項中「前条第六項」を「前条第五項」に改める。

第二条 港区印鑑条例の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十条」に、「第二十三条―第二十五条」を「第二十一条―第二十三条」に改める。

第二十条の見出し中「証明書自動交付機等」を「多機能端末機」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第二十一条及び第二十二条を削り、第四章中第二十三条を第二十一条とし、第二十四条を第二十二条とし、第二十五条を第二十三条とする。

付 則

1 この条例中第一条の規定は平成二十九年一月一日から、第二条及び次項の規定は区規則で定める日から施行する。

2 港区印鑑条例の一部を改正する条例（平成二十七年港区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

付則第四項中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改め、付則第八項中「新条例第

二十条第二項」を「新条例第二十条第一項」に、「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

(説明)

自動交付機カードの交付の終了及び証明書自動交付機による証明書の交付の終了に伴い、自動交付機カード及び証明書自動交付機に係る規定を削除するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。